

京都市告示第755号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

1 京都市公金収納受託者

特定非営利活動法人きょうとNPOセンター

2 委託をする徴収事務の内容

京都市市民活動総合センターの施設の使用料（スモールオフィス及びロッカーに係るものに限る。）

3 委託する期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

(文化市民局地域自治推進室)